

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課 県土整備部 都市政策課

事業概要

細事業名	都市計画策定事業				区分 継続
施策	353	快適な住まいまちづくり			
基本事業	35301	快適なまちづくりの推進			
		目標項目 鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	25年度実績値 85.0%	27年度目標値 100%	
選択・集中					
重点化施策					
根拠 (法令等)	都市計画法（第3条他）				
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業の目的	予算額 (千円)		5,415	3,992	8,715
	決算額 (千円)	4,629	3,058	3,524	
事業目標	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用及び都市施設の整備を推進します。また、これまで都市計画において考慮されていなかった地震津波、土砂災害等災害リスクに対応した都市づくりを検討します。				
前年度から の変更点	人口減少・超高齢社会に対応するため、都市計画基本方針を策定するとともに、新たに地震津波、大規模土砂災害に対応するため、「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」などを取りまとめます。				

事業の必要性と期待される効果

【都市計画を見直す必要性】

都市計画法第3条において、地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行を努めなければならないと県の責務が明確にされています。

都市計画においては、土地利用規制・誘導と計画的な都市施設配置により、市街地などに人口誘導するなどして都市機能を高め、集約型都市構造（コンパクトシティ）を目指してきました。しかし、人口減少・超高齢社会が到来する中、地震東日本大震災や広島市の土砂災害などを教訓に、災害リスクの高い沿岸部や丘陵地などに市街地の多くが位置する当県では、安全で利便性の高い都市の区域に誘導することが喫緊の課題となっています。

このため、コンパクトシティの考え方方に加え、新たに、地震津波対応した「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」や大規模土砂災害等に対応した考え方を示すことにより、各市町が策定する都市マスタープランや次期三重県都市マスタープランに反映することで持続可能な都市を目指します。

- ◆都市計画法第6条による人口規模、産業別就業人口、市街地面積、土地利用、交通量その他省令で定められた調査（基礎調査）
- ◆市町の地区別(駅周辺市街地・団地ごと)の人口推移と人口密度の推計、産業別の規模や市街地に必要な面積、特性に応じた配置等の分析、検証、方針（都市計画基本方針）
- ◆人の移動を基本とする公共交通・自動車交通の都市圏交通のあり方の検討（PT調査）
- 新◆地震・津波、大規模土砂災等災害リスクを考慮した都市構造の分析、検証

【都市計画を見直すことによる効果（都市計画の理念）】

災害リスクを考慮し、地域特性に応じた集約型都市構造などの市町のグランドデザインを目指すことにより、各市町において健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されます。

取組詳細

取組概要	都市計画に関して情報収集を進めるとともに、県において、地震津波、大規模土砂災害を考慮した指針や考え方を示すことにより市町や関係機関と連携し、都市計画の策定を推進します。
------	--

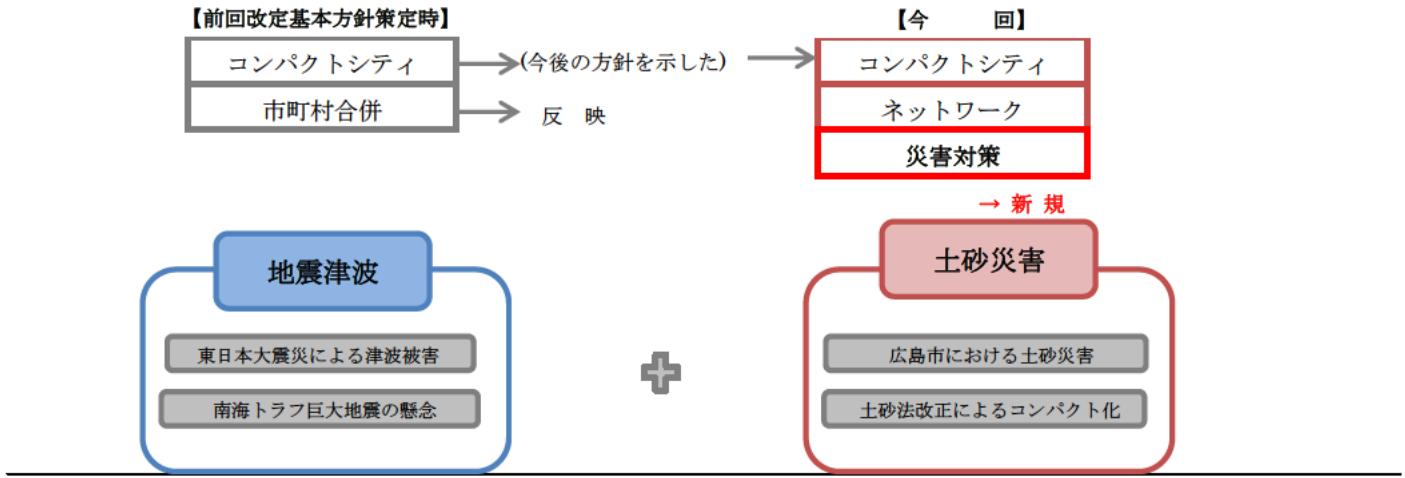
取組內容等

○地震津波、大規模土砂災害等災害リスクを考慮した都市計画基本方針（仮称）の策定【特定政策課題】

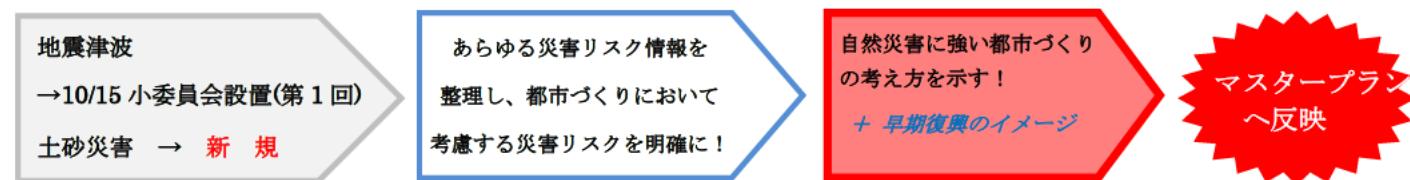
C = 18,699 千円

1. 都市計画と災害との関係における現状と課題

◎都市計画基本方針策定



2. 業務実施の目的



3. 業務の概要、委託の必要性

業務のイメージ（地震津波の場合）

